事務連絡

令和６年３月１９日

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応補助金」

交付施設　各位

世田谷区子ども・若者部

保育認定・調整課長

　　　松岡　敏幸

令和４年度「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応補助金」

に係る消費税仕入控除税額報告書の提出について（依頼）

日ごろから、当区の保育行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

標記の件について、下記のとおりご報告くださいますようご協力お願いいたします。

記

１　提出書類（※ホームページからダウンロードして下さい。裏面に記載あり。）

**※仕入控除額が０円の場合も提出が必要です。**

1. 消費税仕入控除税額報告書
2. 積算内訳報告書（別紙）返還がある場合

　　積算内訳報告書（別紙）返還がない場合 　のいずれか

1. 必要な添付書類

２　報告対象（令和４年度分）

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応補助金」

３　提出期限

**令和６年４月２６日（金曜日）必着**

※上記期限までに提出できない場合はご連絡ください。

４　仕入控除税額が生じる事業者

（１）特定収入（補助金収入など資産の譲渡等の対価以外の収入）の割合が５％以下の公

益法人等

（２）公益法人等以外の事業者（免税事業者・簡易課税方式で申告している事業者を除く）

５　仕入控除税額の計算方法

（１）一括比例配分方式により確定申告している場合

　　＝補助金額×１０/１１０×課税売上割合

（２）個別対応方式により確定申告している場合

＝ＡとＢの合計額

Ａ　課税売上対応分　補助金額×１０/１１０

Ｂ　共通対応分　　　補助金額×１０/１１０×課税売上割合

（３）課税売上割合が９５％以上の場合

　＝補助金額×１０/１１０

（注）計算式は令和元年１０月１日以降の消費税の税率１０％で記載しています。税率については、事業者が実際に仕入税額控除した時点の税率によって計算してください。

６　補助金・給付金に係る消費税仕入控除税額報告について

1. 世田谷区ホームページ（※こちらからダウンロードできます。）

ホーム>目次から探す>子ども・教育・若者支援>保育>事業者の方向け情報>認可外保育施設に関すること>補助金・給付金に係る消費税仕入控除税額報告について[【ページ番号201579】](https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/003/007/002/d00201579.html)

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/003/007/002/d00201579.html>

（２）国税庁ホームページ内パンフレット

　https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/shohizei.pdf

７　提出先及び問合せ先

　　　〒154-8504　東京都世田谷区世田谷４－２１－２７

子ども・若者部　保育認定・調整課　認可外保育施設（届出）担当

　　　　　　　　　　　　　　　　電話　 ０３（５４３２）２２２４

ＦＡＸ　０３（５４３２）３０１８